

災害に強い横浜へ 所有者不明車も迅速撤去、官民協力で市民の安心を守る

～自動車リサイクルの組合と協定を締結しました～

横浜市は、災害時に発生した被災自動車※の撤去等を行うことを目的として、神奈川県自動車リサイクル事業協同組合（理事長：大橋 岳彦）と、「災害時における被災自動車の撤去等に関する協定」を締結しました。

地震や水害等の大規模災害により被災した自動車の処理を、同組合と協力して実施することで、有事における迅速な復旧・復興につなげていきます。

（※）被災自動車とは、地震、津波等により被災し、冠水歴又は大規模な破損が認められるなど、外形上から判断してその効用をなさない状態にあると認められる自動車のことを指します。

1. 締結先

神奈川県自動車リサイクル事業協同組合

2. 締結日

令和7年12月22日(月)

3. 概要

災害時に被災し、自走できなくなった「被災自動車」が発生した際、本市は同組合に対し、現地調査や一時保管場所への撤去・移動、一時保管場所における管理・運営等について協力を要請できるようになります。この協定により、本市における被災自動車の処理体制を速やかに確立し、災害復旧の支障となる車両や所有者が不明な車両を同組合と協力して撤去・移動させることで、被害の縮小や市内の早期復旧に貢献することができます。

神奈川県自動車リサイクル事業協同組合

代表者 理事長 大橋 岳彦

組合事務所 横浜市磯子区岡村 5-21-15
(株式会社 大橋商店 内)

同組合は、神奈川県の自動車解体事業者 32 社による協同組合です。自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の引取りから、フロン類の回収、エアバック類の処理等を適正に行ってています。

「災害時における被災自動車の撤去等に関する協定」締結式



左:大橋理事長 右:吉川局長

お問合せ先

資源循環局事業系廃棄物対策課担当課長 田島 祐之 Tel 045-671-2526



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

